

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 11 月 30 日(火) 号外第 101 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（52）（業務効率推進課）・・・ 3
- ◇ 選管規則 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則（1）・・・ 4
鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則（2）・・・ 11
- ◇ 人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（18）（給与課）・・・ 12

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

海上での各種調査、試験等を機動的かつ効率的に行うため、水産試験場沿岸漁業部の内部組織として試験船おしどりを置く。

2 規則の概要

(1) 水産試験場沿岸漁業部に試験船おしどりを置き、部の事務を分掌させる。

(2) 施行期日は、平成22年12月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(内部組織) 第133条 水産試験場に、総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室、 <u>増殖技術室及び試験船おしどり</u> を置く。	(内部組織) 第133条 水産試験場に、総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室 <u>及び増殖技術室</u> を置く。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則（平成6年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(証明書の提出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 候補者は、前項の規定により契約業者等に証明書を提出するときは、当該証明書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 燃料供給業者に前項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するとき 燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー（自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字その他の当該選挙運動用自動車を識別できる表示をいう。以下同じ。）、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し</p> <p>(2) 略</p>	<p>(証明書の提出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 候補者は、前項の規定により契約業者等に証明書を提出するときは、当該証明書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 燃料供給業者に前項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するとき 燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し</p> <p>(2) 略</p>

第2条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 ㊦

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					円	
					円	
運転手の雇用					円	
					円	
燃 料 代					円	
					円	

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車ナンバーを記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

自 動 車 燃 料 代 確 認 申 請 書

次の自動車燃料代につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等につ

いての県費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 氏 名 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車ナンバー
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

- 注 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について県費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車ナンバー」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車ナンバーを記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 (第3条関係)

確認番号 自動車燃料代確認書

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車ナンバー
- 4 確認金額 円

- 注 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、県に支払を請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、県費の支払の請求ができるの

は、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

様式第10号その1及びその2を次のように改める。

様式第10号（第5条関係）

その1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 ㊟

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）		1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
車種及び自動車ナンバー	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
		円	
		円	

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。
- 4 県費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 円
- (2) (1)以外の場合 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合における候補者の指定した選挙運

動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。

その2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 ㊦

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー	燃料供給量	燃料供給金額	当該自動車の走行距離計に表示された走行距離
		ℓ	円	km
		ℓ	円	km

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車ナンバーを記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計（当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。）に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 7 県費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第13号その1を次のように改める。

様式第13号（第6条関係）

その1

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条

例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

㊟

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名

振込先 金融機関名
本・支店名
預金種別
口座番号
口座名

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙1)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 ()×()=	円	
年 月 日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 ()×()=	円	
計			円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 ()×()=	円	

年 月 日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 ()×()=	円
計			円

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日		円 0 円 ()×()=			
年 月 日		円 0 円 ()×()=			
計		円	円	円	

注 1 (イ)の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車ナンバーを記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車ナンバー」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(職員の身分取扱い) 第19条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、選挙の執行に伴って職員</u> <u>の併任及び当該併任の解除を行う場合の任免の発</u> <u>令は、口頭又は電磁的方法（電子情報処理組織を使</u> <u>用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算</u> <u>機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電</u> <u>気通信回線を通じて送信することにより行うものを</u> <u>いう。）による伝達をもって行うことができる。</u>	(職員の身分取扱い) 第19条 略

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事 の事 務部 局	略	知事 の事 務部 局	略
	水産試験場		水産試験場
	場長 次長 部長 総務課長 船長 <u>（試験船おしどりの船 長を除く。）</u>		場長 次長 部長 総務課長 船長
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。